

## 独立行政法人国立女性教育会館の中期目標

平成18年4月1日  
文部科学大臣指示

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

我が国における男女共同参画社会の形成は、男女共同参画社会基本法等の制定やそれに基づく男女共同参画基本計画等による施策の実施により着実な進展を見せてはいるものの、今後も課題解決のため不断の取組が必要である。

男女共同参画社会を実現するためには、国民一人一人が男女共同参画についての正しい意識や自立の意識を有することが不可欠であり、こうした意識の涵養のために、教育・学習の果たす役割は極めて重要である。

さらに、多様化、高度化した学習需要に対応し、女性のエンパワーメントに寄与するため、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進を図る必要がある。

また、男女が互いを尊重し、相互に協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について認識を高めるため、男女共同参画の視点に立った家庭教育が求められている。

会館の役割は、男女共同参画社会の形成の促進に資する男女平等教育・女性のエンパワーメントを内容とする女性教育の振興である。第二期中期目標期間においてその役割を果たすため、会館は我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、男女共同参画及び女性教育に関する基幹的指導者の育成や喫緊の課題に関する学習プログラム等の開発・普及、広く国民一般をはじめ関係施設・団体に対する調査研究の成果や情報等の提供、広く利用者への理解の促進、関係機関・団体等との連携協力、国際貢献等に努力する必要がある。

会館は、女性の学習、社会参画の促進に向け女性教育関係者や家庭教育関係者への研修等の支援を行ってきているが、第二期においては上記の役割に基づく目標に沿い、さらに男女共同参画社会の形成の促進に大きな役割を果たすことを期待するものである。

以上のことを踏まえ、会館の第二期中期目標は、以下のとおりとする。

### I 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。

## Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 基幹的な女性教育指導者等の資質、能力の向上

全国各地で男女共同参画及び女性教育を推進するための活動に携わる地方公共団体等の基幹的指導者に研修を行い、資質・能力の向上を目指す。

参加者の評価等も踏まえ、さらに効果的な研修を進めるために学習プログラム等について調査研究を行い、内容の工夫・改良に努めるとともに、研修を通じ全国に学習プログラム等の普及を図る。

なお、研修実施にあたり参加者の80%以上から研修や学習プログラム等についてプラス評価を得る。

### 2 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題に関する学習プログラム等の開発・普及

ナショナルセンターとして先駆的に男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題（例えば女性のチャレンジ支援や男女共同参画の視点に立った家庭教育・次世代育成支援等）について調査研究に取り組み、その成果に基づき学習プログラム等を開発する。

さらにそれに基づくモデル的な研修を各地の行政担当者等に行うとともに、研究者等の情報交換等のための交流機会を設け、参加者の80%以上からプラス評価を得られるよう、学習プログラム等内容の工夫・改良に努めることで、地方公共団体等が同課題に関する研修等を独自に担える力をつけられるよう支援する。

### 3 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する調査研究の成果や資料・情報の提供等

地域では取り組むことが困難な全国的調査研究等を行い、地域の女性教育施設等が関連の事業を行う際、企画・運営等で参考となるような情報等をより使いやすい形で提供し、効果的な事業実施が可能となるよう支援する。

なお、適時適切に調査研究成果や情報の提供を行う観点から、地域での活用状況等も踏まえ、期間を定めて計画的に調査研究内容を見直すものとする。

また、過去の歴史の検証に基づき現代の問題へのアプローチを可能にするため、女性の歴史の記録を次代に伝えていく女性アーカイブの構築を進める。

### 4 利用者への男女共同参画及び女性教育に関する理解の促進・利用の促進

多様な利用者に対し、男女共同参画及び女性教育に関する会館の豊富な資源を提供し、学習相談者の80%以上からプラス評価を得られるよう充実した学習支援を行うとともに、利用者の拡大に努力し、利用者の男女共同参画等に関する幅広い理解促進を図る。

### 5 女性関連施設等男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等との連携協力の推進

女性関連施設等男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等との連携協力を進め、研修等を効果的に行う。

#### 6 男女共同参画及び女性教育に関する国際貢献、連携協力の推進

開発途上国、特に国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）加盟国の女性教育担当者等に対して、我が国の男女共同参画及び女性教育に関する知見を、研修等を通じて提供することにより国際貢献を行う。

また、交流機会の提供等により関係機関等との連携協力を進め、世界とりわけアジア地域における男女共同参画を推進する女性教育の人材育成の拠点となることを目指す。

その際には参加者の80%以上からプラス評価を得られるよう、工夫・改善に努め、充実した学習機会を提供する。

また、男女共同参画及び女性教育に関する地球規模の課題に関する調査研究を実施し、その成果に基づき学習プログラム等を開発・提供する。

### Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

#### 1 積極的な広報の推進

国民に対する適切な情報公開、積極的な広報活動、利用しやすいホームページの構築や調査研究成果の公表に努め、男女共同参画及び女性教育に関する理解の促進を図る。

#### 2 業務の効率化、他機関等との連携協力

業務運営の見直しをはじめ、関係機関等との連携・協力等により業務の効率化を図るとともに、外部資金の積極的導入等により自己収入を上げ、中期目標期間中に、一般管理費については平成17年度と比して15%以上、業務経費については平成17年度と比して5%以上の削減を図る。

ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。

なお、人件費については「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。さらに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むものとする。

#### 3 業務運営の点検・評価

業務全般について、参加者や利用者、所属先等の評価等を踏まえて自己点検・評価を実施する。また、適時適切に外部評価を受け、業務に関する客観的意見も取り入れ、業務の改善を不断に行う。

#### IV 財務内容の改善に関する事項

##### 1 計画的な運営の実施

外部資金の積極的な導入や利用の拡大等による自己収入の確保に努める。また、効率的な運営等を行うことにより固定経費等の節減に努める。

#### V その他業務運営に関する事項

##### 1 長期的視野に立った施設・設備の整備、施設管理の実施

利用者の視点に立った快適な研修環境の形成のための施設整備を計画的に進めることとし、特に、障害者、高齢者に配慮した施設とする。

また、施設の有効活用に努める。

##### 2 柔軟な組織体制の構築

計画的な配置転換や人事交流等により柔軟な体制をとることで、組織の活性化を図るとともに、研修等を行い、職員の能力の向上を図る。

また、客員を迎える等の工夫により、職員との連携のもと、充実した体制とするよう努める。